

国福高発第46号
令和7年6月10日

居宅介護支援事業所 管理者 各位

国立市健康福祉部高齢者支援課長
赤尾 政則
(公印省略)

令和7年度上半期東京都主催認定調査員新規研修開催について

平素より、当市の介護保険事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件、認定調査員の新規研修につきましては、東京都からの通知に基づき、令和7年度上半期においてeラーニングによる（参集によらない）研修形式にて実施させていただきます。

つきましては、下記のとおり研修をご案内いたしますので、貴事業所内でご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 研修教材

次のURLへご自身でアクセスし、履修してください。

(1) 「要介護認定 認定調査員テキスト2009改訂版」

https://nintei.net/researcher_text/

※冊子をご希望の場合は、受講申込書の配布希望欄に【要】を入れてください。

(2) 厚生労働省要介護認定適正化事業HP研修動画

- ・「認定調査の基本的な考え方」講義動画（認定調査員能力向上研修会／東京会場（平成26年7月16日）の講義模様、1時間24分50秒）
- ・「介護認定審査会の手順と特記事項の書き方」解説動画（20分10秒）
- ・eラーニングに収載されている動画（1時間11分50秒）※

<https://nintei.net/material/>

※（3）eラーニングシステムの「学習教材」にも同じ教材が収載されています。

(3) 認定調査員向けeラーニングシステム

<https://yokaigo-nintei.learning-ware.jp/sales/apply/top?id=9f6bc49fa5e40b2a60658314d2c0dbc373740df51421c8cc0ac789efb83e1272>

2. 受講方法

- (1) 受講を希望する方は、市のホームページから「令和7年度上半期認定調査員新規研修申込書」をダウンロードのうえ、高齢者支援課までメールでお送りください。

申込先：sec_koreishien@city.kunitachi.lg.jp

- (2) 受講申込受付後、市から「厚生労働省認定調査員向けシステム 認定調査員マニュアル」を電子メールにて送付します。

- (3) マニュアル受信後、「厚生労働省認定調査員向けシステム 認定調査員マニュアル」を参照の上、eラーニングのアカウント登録を行い、ログインID及びパスワードを取得してください。

- (4) ログインID及びパスワードの取得後、1の「研修教材」について、次の順番で履修してください。

- ① 1 (1) の認定調査員テキストを読み込み、記載内容を理解してください。

↓

- ② 1 (2) で指定する動画を全て視聴し、内容を理解してください。

↓

- ③ 1 (3) の認定調査員向けeラーニングシステムに収載されている「問題集」のうち、次の3つの問題をシステム上で回答してください。

- ・アンケート
- ・全国テスト
- ・問題集 初学者問題集

- (5) 受講した方は研修教材を履修後、「認定調査員向け講座」のページでご自身の履修結果として、①ご自身の氏名が右上に記載されていること、②「アンケート」、「全国テスト」、「問題集 初学者問題集」の履修評定の結果に『✓』（チェックマーク）が入っていることを確認し、スクリーンショットに保存してください（「別添_研修修了後のeラーニング結果の区市町村への報告」を参照）。

- (6) (1) ～ (5) まで終了した方は、受講報告として、次の2点を高齢者支援課へメールにてご提出ください。

- ・「令和7年度上半期認定調査員新規研修 受講アンケート」
- ・(5) でスクリーンショットに保存した画像データ

※スクリーンショットに保存した画像データにはパスワードを設定し、提出のメールとは別のメールで市に通知してください。

提出先：sec_koreishien@city.kunitachi.lg.jp

- (7) 受講報告を受けた市は受講結果を東京都に報告します。報告を受けた東京都は受講修了を確認の上、研修修了者名簿に登載します。その後、市を経由して研修修了証を送付いたします。(研修修了証の受領以後、調査が可能となります。)
- なお、東京都で研修修了者名簿の登録が済みましたら認定調査員としての資格は有することとなりますため、お急ぎの場合は市へ名簿登録の状況をご確認ください。

3. 申込期限

令和7年8月29日(金)まで

4. 受講報告の提出期限

令和7年9月5日(金)まで

以上